

森林整備のための地域における取組に対する支援

森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を実施。

11,234 (0) 百万円

1. ポイント

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握等の活動が十分に行われなくなっている状況。このため、適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動が確保されるよう、保育等の森林施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付。

森林整備地域活動支援交付金（新規） 10,845 (0) 百万円

森林整備地域活動支援推進事業（新規） 388 (0) 百万円

2. 採択要件等（交付金）

○対象森林：森林施業計画の認定（30ha以上のまとまりを要件）を受けている森林

○対象者：森林施業計画の認定を受けた森林所有者等

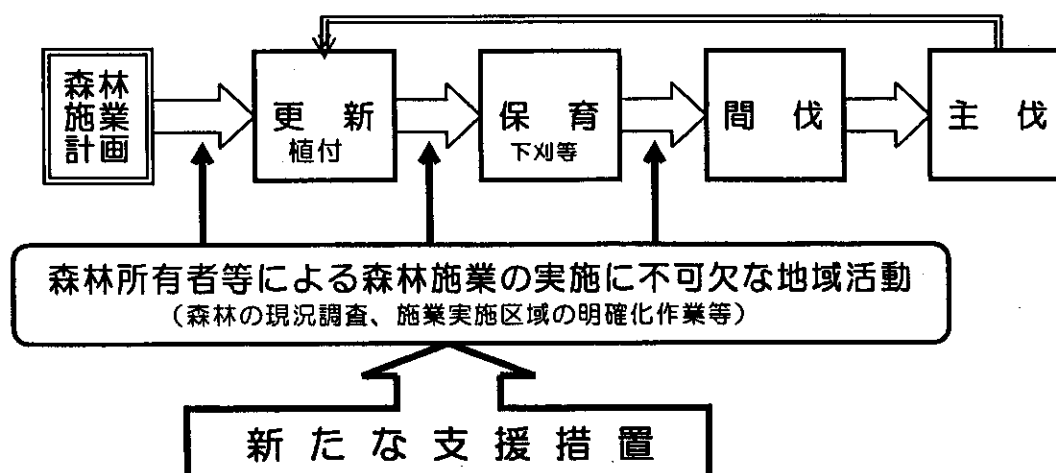
○対象行為：市町村長との間の協定に基づき行う施業の実施に不可欠な地域活動（森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等）

3. 事業実施主体 市町村 （推進事業の実施主体：都道府県、市町村）

4. 補助率 交付金：定額

（注）対象行為者に対しては、国と併せて地方公共団体が一体的に交付金を交付した場合、一定林齢以下の育成林1ha当たり年間1万円。

推進事業：1／2以内



〔担当課：林野庁企画課〕